

京都市農業委員会告示第4号

平成21年12月15日京都市農業委員会告示第8号（農地法に基づく面積の決定等）の一部を次のように改めます。

平成25年6月19日

京都市農業委員会会長

- 1 農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定める別段の面積のうち、西京区大原野石作町における面積を30アールから10アールに改正します。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（改正後）

適用区域	面積（単位 アール）
北区中川，杉阪，真弓，小野，大森，雲ヶ畑の区域	10
左京区花脊，広河原，久多の区域	10
右京区嵯峨水尾，嵯峨檜原，嵯峨越畑の区域	10
西京区大原野石作町，大原野小塩町，大原野外畑町，大原野出灰町	10
伏見区醍醐一ノ切町，醍醐二ノ切町，醍醐三ノ切	10
上記以外の区域	30

（京都市農業委員会事務局）